

第92号議案

区の義務に属する損害賠償の額の決定について

庁有車による人身及び車両損傷事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定する。

記

1 事故の概要

令和元年5月28日午前10時頃、職員が庁有車で久が原六丁目26番先の区道において、進行方向を変えるため一度私道に進入した後、当該私道から後退して当該区道に戻った際、当該庁有車の後方で停止していた相手方自転車に接触したことにより、相手方が転倒し、負傷するとともに、当該自転車が損傷した。

2 賠償金額

金127万8,120円

(提案理由)

庁有車による人身及び車両損傷事故の損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、この案を提出する。

3 事故現場見取図

